

平成26年2月5日

芦別市長 清澤茂宏様

芦別市特別職報酬等審議会

会長 坂田憲正

特別職の報酬等の改定について（答申）

平成25年10月24日付25職第106号をもって諮問のあった特別職の報酬等の改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

特別職の報酬等の改定についての諮問に対し、次の額及び実施時期が適當であると認め、答申する。

1 報酬等の額

- (1) 市議会議員（議長、副議長及び議員）については、現行報酬月額が適當であると認め、据え置く。
- (2) 市 長 紙料月額 836,000円（アップ率5.56%）
- (3) 副 市 長 紙料月額 682,000円（アップ率5.57%）

2 実施時期

平成26年4月1日

説 明

1 はじめに

芦別市特別職報酬等審議会は、平成25年10月24日に設置され、市議会議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額について市長から諮問を受けた。

その内容は、市議会議員の報酬月額は平成9年4月1日に、市長及び副市長の給料月額は平成15年7月1日に現行額に改定され、その後、行財政改革や財政健全化の取組を進めるため、独自の減額措置が実施されてきたところ、平成20年度から取り組んできた財政健全化計画期間が平成24年度をもって終了したことから、今日における本来的な市議会議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額について本審議会の意見を求めるというものである。

本審議会は、昨年10月24日、11月19日及び12月25日の3回にわたって会議を開催し、本市と他市との特別職の報酬等の比較、他市における特別職の報酬等の改定の動向、本市の特別職の報酬等のこれまでの改定の経緯等について、それぞれ事務局から審議に必要な資料の説明を受け、慎重に検討した結果、以下に述べるとおりの結論を得たので、答申に至ったものである。

2 市議会議員の報酬月額について

市議会議員の報酬月額は、平成9年4月1日に、

議 長 385,000円

副 議 長 336,000円

議 員 315,000円

に改定されたものである。なお、現在は、財政健全化計画期間を経て、行財政改革推進計画の取組の一つとしてそれぞれ5%の独自削減が実施されていることを承知している。

法的に、市議会議員は、非常勤の特別職とされているが、その内容は、近年にお

ける地方行政の多様化に伴って専門職化の傾向にあり、多面的な議会活動を展開するための情報収集、調査、研究等が常態化してきているところである。

このような状況のもと、道内における人口3万人未満の市及び空知総合振興局管内市町の議員報酬額を調査したところ、議長、副議長及び議員のいずれもが各市町の報酬月額の平均値を大きく上回る結果となった。このことから、本審議会は、現行の報酬月額について、議長、副議長及び議員の職責上の平衡や、類似都市との均衡等を考慮しつつ、据え置くことが適当と判断したものである。

3 市長及び副市長の給料月額について

市長及び副市長の給料月額は、平成9年4月1日に、市長にあっては880,000円、副市長にあっては718,000円に改定されたが、これをそれぞれ10%削減することとして、平成15年7月1日に、

市 長 792,000円

副 市 長 646,000円

に改定されたものである。なお、現在は、財政健全化計画期間を経て、行財政改革推進計画の取組の一つとして、市長については20%、副市長については15%の独自削減が実施されていることを承知している。

現行の給料月額については、当時から取り組まれていた行財政改革を推進するため削減額を自ら示して諮問を行ったものであり、その後においても本市の厳しい経済環境や財政状況を踏まえた行財政改革の推進と、危機的な財政状況を回避するための財政健全化の取組として、さらに独自削減を実施していたところである。

財政健全化計画については、平成24年度をもって終了し、今後も引き続き行財政改革を推進していくかなければならないものの、危機的な状況からは脱却し、一定の目途がついたとされるところであるが、本市の置かれている経済環境や財政状況を勘案すると、引き続き、より効率的な行財政運営が求められる。

また、少子高齢化の進展、人口の減少、経済の低迷など厳しい環境に置かれる中

において、多様化する市民ニーズへの対応や地域活性化への取組、複雑化・高度化する行政課題への対応にあたって、特別職の責任とその果たすべき役割は、ますます重要なものとなっている。

このような状況のもと、道内における人口3万人未満の市及び空知総合振興局管内市町の市長及び副市長の給料月額を調査した結果、本市市長の給料月額は市の中では最下位であり、副市長についても市の中では下から2番目の位置にあることが判明し、さらに各市の給料月額の平均値とも大きな開きがあり、類似都市との均衡上、現行の給料月額では適当ではないと判断した。

このため、本審議会としては、平成15年に10%を削減した理由を踏まえ、危機的な財政状況を乗り越えた現状を勘案し、平成15年における改定前の額（市長にあっては880,000円、副市長にあっては718,000円）に復元した上で、平成15年から現在に至る人口減少等の状況や類似都市との均衡等を考慮し、当時の額から5%を削減することが妥当と判断し、給料月額を決定したものである。

4 実施時期について

この改定については、平成26年4月1日から実施することが適当と判断した。

附 帯 意 見

1 教育長の給料月額について

特別職ではないものの、教育長については、当時存置されていた収入役の職と同額の給料月額とされており、平成9年4月1日に、615,000円に改定されたが、平成15年7月1日に、市長及び副市長の給料減額と同様の考え方により、行財政改革の推進を図るため、収入役の給料月額を自ら5%減額することとされ、教育長についてもこの改定に準じて改定されたものである。

今回、市長及び副市長の給料月額を改定する考え方則り、教育長の給料月額についても、次の額に改定し、平成26年4月1日から実施されたい。

教育長 紙料月額 599,000円 (アップ率2.57%)

2 期末手当の加算及び支給率について

市議会議員、市長及び副市長並びに教育長に係る期末手当の加算及び支給率について、加算は平成19年4月1日から凍結されており、また、支給率は平成19年12月1日から一般職と比較して年間0.05月削減されている状況にある。

本審議会としては、期末手当の凍結の解除と、支給率を一般職と同様にすることが適当と判断するものの、今後も行財政改革の取組を進めなければならないこと等の財政事情に鑑み、今後における財政状況を見極めながら適切に対応されるよう望むものである。